

## 公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

### (報酬の支給日)

第3条 常勤の役員報酬（期末特別手当を除く。）は、毎月20日に支給する。

- 2 期末特別手当は、6月30日および12月10日に支給する。
- 3 前2項に規定する日が、国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

### (給料)

第4条 給料の額は次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 1,058,000円
  - (2) 副理事長 月額 1,058,000円
  - (3) 理事 月額 596,000円
- 2 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に給料の額を定めることができる。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員については、勤務日数に応じ、公立大学法人静岡文化芸術職員旅費規程の例により支給する。

### (期末特別手当)

第6条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれに在職する常勤の役員に対して、支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合

計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
  - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
  - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
  - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 第2項の期末特別手当の額を定めるに当たっては、静岡県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 4 期末特別手当の一時差止処分に関しては、法人の職員の例による。
- 5 期末特別手当は、経営審議会の議を経て支給しないことがある。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 日額35,300円
  - (2) 監事 日額35,300円
- 2 前項に規定する報酬の支給日については、理事長が別に定める。
- 3 非常勤役員がその職務を行うため旅行する場合には、その費用の弁償として旅費を支給し、その額及び支給方法については、法人の職員の例によるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、法人の職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預金口座へ振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、法人の役員の報酬の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第12条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 施行日に、学校法人静岡文化芸術大学（以下「学校法人」という。）の常勤の役員又は職員から、引き続いて法人の常勤の役員として任命された者についての第6条2項の規定の適用については、施行日の前日までの学校法人における当該役員又は職員の在職期間は、第6条2項の在職期間とみなす。
- 3 法人設立後、最初に就任する理事長の報酬の額は、第4条の規定に関わらず別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第6条第2項の規定の適用については、「100分の155」を「100分の150」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年12月25日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年3月29日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程に基づいて支給された期末特別手当は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年12月27日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
- 2 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程に基づいて支給された期末特別手当は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年12月27日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年 月 日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- 2 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学

役員報酬規程に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。